

## 2. 届出対象行為（一般地域）



建築・開発行為等の景観に影響のある行為を行う前に、景観づくりのために定められた基準に適合しているのか、必要な書類を提出し、審査を受ける必要があります。この手続きが「届出」です。ここでは、景観法及びうるま市景観条例に基づく届出対象となる行為の規模・種類や手続きの方法を示します。

### 1) 届出対象行為

本市の良好な景観づくりに大きな影響を与えると想定される以下の行為を届出の対象とします。

なお、以下に定める規模に満たない小規模な行為（戸建住宅など）や、うるま市景観条例の施行時に既に存する、または既に着工した行為については届出の対象になりません。

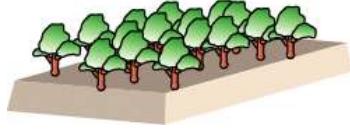
#### （1）建築物

対象となる行為	対象となる規模
<ul style="list-style-type: none"> <li>新築、増築、改築若しくは移転。</li> <li>外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更について、下記の規模のうち外観の変更に関わる部分の合計が<math>10\text{ m}^2</math>以上のもの。</li> </ul>	<p>○高さ<math>10\text{ m}^{※1}</math>以上、又は建築面積<sup>※2</sup>が<math>500\text{ m}^2</math>以上のもの</p> <p>※1:平均地盤面から屋上に設置する建築設備の上端まで（避雷針は除く） ※2:建築基準法に基づく面積</p> <p>高さ10m以上 (3~4階以上)</p> <p>建築面積500m²以上 (中~大規模)</p>

#### （2）工作物

対象となる行為	対象となる種類と規模
<ul style="list-style-type: none"> <li>新築、増築、改築若しくは移転。</li> <li>外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更について、下記の規模のうち外観の変更に関わる部分の合計が<math>10\text{ m}^2</math>以上のもの。</li> </ul>	<p>a :擁壁、垣・柵・塀等で高さ<math>3\text{ m}</math>以上のもの</p> <p>3 m</p> <p>b :煙突、鉄塔などの以下に示す行為のうち、高さ<math>10\text{ m}^{※}</math>、または建築面積<math>500\text{ m}^2</math>以上のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電波塔、物見塔、装飾塔類</li> <li>煙突、排気塔類</li> <li>高架水槽、冷却塔類</li> <li>鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類</li> <li>観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド類</li> <li>アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類</li> <li>石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、または処理する施設類</li> <li>自動車車庫の用に供する立体的な収納施設類</li> <li>汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類</li> <li>彫像、記念碑類</li> <li>汚水・ごみ処理施設類</li> <li>風力発電施設</li> </ul> <p>※最低地盤面から屋上に設置する設備の上端まで</p> <p>コンクリートプラント等 <math>500\text{ m}^2</math>以上</p> <p>c :電気供給または有線電気通信のための電線路または空中線類（支持物を含む）で、高さ<math>20\text{ m}</math>以上のもの</p> <p>※最低地盤面から屋上設備の上端まで</p> <p>20 m</p> <p>d :墓園類で、建築面積<math>300\text{ m}^2</math>以上のもの</p> <p>300 m<sup>2</sup></p> <p>e :太陽光パネルで、パネルの表面積の合計が<math>1,500\text{ m}^2</math>以上のもの</p> <p>1,500 m<sup>2</sup></p>

### (3) 開発行為及びその他の行為

対象となる行為	対象となる種類と規模
開発行為	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	<p>○面積が 1,500 m<sup>2</sup>以上のもの、又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが 3 m以上のもの</p> <p>1,500 m<sup>2</sup>以上</p> 
木竹の植栽、伐採	<p>○建築物の建築や工作物の建設を伴う場合で、植栽、伐採面積が 1,500 m<sup>2</sup>以上のもの</p> <p>1,500 m<sup>2</sup>以上</p> 
屋外における土石、廃棄物、再生資源等その他物件の堆積	<p>○堆積の高さが 3 m以上又は行為にかかる土地の面積が 1,500 m<sup>2</sup>以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のもの</p> <p>1,500 m<sup>2</sup>以上</p> <p>3 m以上</p> 
水面の埋立て、干拓	<p>○規模に関わらず全ての埋立て・干拓</p>  <p>水面の埋立て、干拓の対象イメージ (中城湾港新港地区工業団地/宇州崎)</p>
特定照明	<p>○夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について照明を行う場合で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>a. 専用住宅以外の用途の建築物の外観及びその敷地内において、当該行為を行う場合</p> <p>b. 屋外駐車場や展示場などの屋外利用に供する敷地において、当該行為を行う場合</p> <p>c. 史跡等の観光スポットにおいて当該行為を行う場合</p>  <p>特定照明の対象イメージ (石川火力発電所/石川赤崎)</p>